

## 令和8年2月定例会の結果

- 1 請願
  - 2 資料（請願文書表）
- 

### 1 請願

番号	件名	結果
請願第1号	精神障害者手帳所持者への交通費助成制度の再度の創設と拡充を求める請願書	不採択

---

## 2 資料（請願文書表）

（請願第 1 号）

厚生委員会  
（令和 8 年 2 月 3 日受付）

### 精神障害者手帳所持者への交通費助成制度の再度の創設と拡充を求める請願書

請 願 者 静岡市葵区  
精神障害者の要望を政治に届ける会  
泰井 良

紹 介 議 員 内田隆典 寺尾 昭 杉本 護

#### 【請願趣旨】

静岡市で実施していた精神障害者交通費助成制度は令和 6（2024）年度をもって廃止されました。

静岡市は、廃止の理由として次のように述べています。「この助成制度は、JR の利用運賃の割引が身体障害者手帳及び療育手帳所持者を対象としたもので、精神障害者保健福祉手帳所持者が対象ではなかったことから、その格差を是正することを目的に開始しました。令和 7（2025）年 4 月 1 日以降、JR において精神障害者手帳所持者に対する運賃割引が始まり、静鉄電車、静鉄バス、JR において運賃割引が身体、知的、精神の 3 障害の手帳所持者が共通して割引制度を受けられるようになりました。そのため、公共交通機関における運賃割引の格差は是正されたと判断し、従来の精神障害者交通費助成制度は廃止しました。」（静岡市HPより引用）

しかし、精神障害者は健常者と比較して、収入は低く、精神的な理由等により、病院などの近隣の場所に通うにしても、タクシーを利用することも多々ある状況です。更に、タクシーに関しては身体、知的障害者と比して、割引は適応されていません。

また、静岡市は精神障害者交通費助成制度の廃止の理由を上記のように「運賃一割引の格差が是正された為」としてはいますが、障害者福祉に対する政策とは本来は、生活する上で様々な困難を抱える障害者のより一層の受益の為に行うものであり、障害者が受けるサービスを後退させるものであってはならないはずです。

そのため、私たちは精神障害者福祉の向上の為、地方自治法 124 条に基づき以下の 2 点の請願を行います。

#### 【請願項目】

- 1 静岡市で精神障害者交通費助成制度の創設
- 2 静岡市で精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級、3 級の所持者にタクシー券を交付